解雇者四名の復職サセヨ」（交渉の仲介を労働本部に求む）

「決して強制の望みなし会社の誠意ある回答を求む」

会社「この四名の留置は此の問題と別個の事件なり

仲裁申請手続の決意と仲介側の復職要求とは

何れか一仲介側に於いて解決手続を要求すれば

会社側は拒絶の意を交渉の一段階なしと断次仲介

の脱退解散解雇者四名中の名誉の脱退無効の

為め復職の自己意欲ある事全く争ひなきを述べ仲介

員八十五名仲介脱退となり即解雇者四名と仲介の離レテ

個別の善処の款款せり

（協調會勞働課）